

○商工委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
1	高压ガス取締法の一部を改正する法律案	衆院	三、一一、一九	委員会付託 （予）	委員会議決 可決	委員会付託 可決
			三、一二、一七	三、一二、一七	三、一二、一七	三、一二、二二
			三、一二、一九	三、一二、一九	三、一二、一九	三、一二、二六

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
2	廃棄物利用発電の促進に関する法律案	岡田利春君 外五名	（三、一二、二二、二三）	（三、一二、二六）	委員会付託 （予）	委員会議決 可決	委員会付託 可決
					委員会付託 （予）	委員会議決 可決	
					委員会付託 （予）	委員会議決 可決	
					委員会付託 （予）	委員会議決 可決	

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上に対応して、規制を合理化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特定高圧ガスの種類の追加

圧縮モノシラン等特殊高圧ガスを、その特に危険な性質にかんがみ、特定高圧ガスの種類に追加することとし、これに伴

い、特定高圧ガスの消費の届出義務、特定高圧ガス取扱主任者の配置義務、従業者への保安教育の実施義務等を課することとする。

二、販売業者等に対する周知義務の新設

販売業者等は、高圧ガスの販売先である消費者に対して、災害発生の防止上必要な事項を周知させなければならないこととし、都道府県知事は、周知義務を遵守しない販売業者等に対して、勧告・公表ができることとする。

三、危害予防規定の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が危害予防規定を守っていない場合において、公共の安全の維持等のため必要があると認めることは、第一種製造者に対し、当該危害予防規定を守るべきことを命じ又は勧告できることとする。

四、保安教育計画又は保安教育の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行しない場合において公共の安全の維持等のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持等のため不十分と認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ当該保安教育計画を忠実に実施し、又はその従業者に保安教育を施すべきこと等を勧告できることとする。

五、高圧ガス保安協会の業務範囲の拡充

高圧ガス保安協会の業務について、技術的な事項に限定せず、広く高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導等を行うことができるのこととする。

六、輸入規制の簡素合理化

高圧ガスの輸入について、現行の許可制を廃止して届出制とともに、一定の場合には、届出及び検査を不要とするここととする。

七、指定設備の認定制度の新設

1 高圧ガス設備のうち、公共の安全の維持等に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（指定設備）を製造する者等は、当該設備について、通商産業大臣等が行う認定を受けることができることとする。

2 認定済みの設備を使用して高圧ガスの製造を行う事業者を、第一種製造者から除外し、第二種製造者として許可等の規制から届出等の規制に変更することとする。

八、容器証明書の廃止

高圧ガスを充てんするための容器について、容器証明書制度を廃止し、容器検査に合格した全ての容器について、刻印又は標章により必要な事項を容器に直接表示する制度を適用することとする。

九、指定保安検査機関の導入

特定施設の保安検査のうち定型化しているものを、高圧ガス保安協会に加え、通商産業大臣が指定する者（指定保安検査機関）が行えることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るために、圧縮モノシラン等を特定高圧ガスに追加すること等による特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制を合理化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特殊材料ガスに係る規制のあり方、保安検査の適正化、教育研究機関における安全対策の強化等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。